

## 第5期第4回福岡市市民公益活動推進審議会

1. 開催日時 平成27年8月18日(火) 15:00~17:00
2. 場所 福岡市役所15階 1504会議室
3. 議題 【審議】市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて  
【報告】共働事業提案制度の見直しについて  
【報告】NPO・ボランティア交流センター指定管理者の募集について
4. 出席者 (出席委員8名)  
森田委員, 野口委員, 大庭委員, 辻委員, 楠下委員, 空委員,  
吉村委員, 井上委員  
(欠席委員2名)  
稲田委員, 橋爪委員
5. 傍聴者数 なし
6. 議事概要

### ○市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて(審議)

【事務局】「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて(資料1・2)」説明。

【会長】各委員のご活動の観点からご意見, ご質問を。

【委員】基本目標1は, 市民が公益活動に参加するというところで, 基本目標2と3は, NPOが福岡市の中で事業展開をして, 公益活動を広めていくという趣旨だが, NPOの基盤がなかなか強くないというのが根本的な問題である。NPOの人材不足と資金不足を解決するための重点的な取り組みとして, 退職前の就労世代や企業などへの働きかけを強化し, 技術を持っている人たちがNPOに関心を持って, 入っていただく仕組みをつくっていく必要がある。今後取り組む主要施策の中に, プロボノのような, 企業退職者とNPOをマッチングする事業があるとよいのではないかと。NPOで不足している経理やマネジメントに関するスキルを持ったプロボノや, 退職者にNPOがミッションを語りかけ出会う場があると, 人材不足の解消につながるのではないかと。

【会長】「つながる」と「育つ」の施策が相互に連動する必要がある。

【事務局】「広がる」の中の仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を生かして社会貢献する機会の創出がプロボノにあたる。「育つ」の中のNPO法人の基盤強化支援にも重なるため, 再掲することとする。

【委員】それぞれの施策がなぜ必要なのかの説明が必要ではないか。NPOをやっている人たちは必要と思ってやっているが, 一般市民も含めて必要性がわかるようにすべきではないか。

【会長】どういうふうに入れるか。基本方針の基になる市民公益活動推進条例の趣旨をどこかに織り込んでいくことになるのではないかと。

【委員】時代はどんどん進んでいくので, NPOなどの公益活動にまだ関心がない人に, いずれ必要になるかもしれないと理解できるような説明が必要ではないか。

【事務局】平成24年3月作成の基本方針の中では, 冒頭に市民公益活動を取り巻く背景や今後取り組む方向性というところで必要性について書いていた。同様に, 施策の必要性が理解できるような説明を追加することとする。

【委員】施策を進めていく上で, なぜ必要かという部分は丁寧に説明した方がよい。

【会長】施策の見直し時期についてはいかがか。

【委員】民間企業では中期経営計画を, 20年ぐらい前は5年間で策定していたが, 最近では3年間で策定している。4年間というのは長いと感じるが。

【委員】市民公益活動に関しては, 一般の企業経営と違って, 若干緩やかな部分があるのではないかと。はっきり言って, あまり進んでいない。4年間での見直しでよいのではないかと。

【会長】後の報告事項になるが, 共働事業提案制度の見直しで, 市の方針も若干変わってきている。そのあたりでは, 少しずつ変化は見えているが。行政として, 3年間または4年間というのは何か節目があるのか。

- 【事務局】3年間での見直しとなると2年間実施し、3年目に見直しとなる。市民公益活動の促進については、新規事業の成果が出てくるのに時間がかかる側面もあるため、4年間での見直しとさせていただきたいと考える。
- 【会長】共働事業提案制度は単年度で動いているが、継続の場合、3年実施し、それで成果が上がっているという点もある。4年間での見直しとしてはどうか。

#### ○共働事業提案制度の見直しについて（報告）

- 【事務局】「新しい共働事業提案制度の概要（案）（資料3）」説明。
- 【会長】各委員からご意見、ご質問を。
- 【委員】各局区の主体性を発揮しやすい仕組みについては、これまでこういう発想がなかった、弱かったということか。
- 【事務局】はい。平成24年の見直し以前は、市からの提案に対し、予算的なインセンティブがあったが、見直し以降、そのインセンティブをなくし、既存の予算内で実施するようになったところ、市からの提案がほとんどなくなった。予算的なインセンティブやテーマ設定について関係局と連携し、各局区の主体性を発揮した課題提示に積極的に取り組んでいくものである。
- 【委員】市からの課題提示は必要である。NPOからの提案の中で公益性が弱いものがあった場合に、すり合わせをして、より良い提案にすることができる。
- 【委員】市側が予算を出しすぎてしまうと、NPO側が育たないということも考えられる。
- 【会長】今回の見直しは、NPOへの支援を増やすということではなく、行政側の主体性を発揮できる仕組みをつくることで、行政からの課題提示を増やし、課題解決につなげようという趣旨だろう。
- 【委員】NPOは市側の予算をあてにせず、市と対等な立場でやるのが一番望ましい。そういうことで、市側の余計な予算がなくなっていけば、よいと思う。
- 【事務局】NPO側の実施体制については、市と対等な関係による事業実施ができるかどうか、しっかり審査していく。制度については、基本的に、非常に成果がでてきている。今年の事業の中でも、重度心身障がい児に対するレスパイト事業など、今まで行政がなかなか踏み出せなかったことに対して、NPOから提案があり、新たにそういった制度をつくったということについては、全く初めてで、成果が挙がっていると考えている。そういう市がなかなか踏み出せない社会課題に対してNPOからの提案により、こういう方法がある、こういうふうと一緒にやったらできるということが、一つでも二つでもできるということが非常に大事であると考えている。この制度自体は、そういう形で発展させていきたいと考えている。

#### ○NPO・ボランティア交流センター指定管理者の募集について（報告）

- 【事務局】「NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集要項、管理運営業務仕様書（資料4・5）」説明。
- 【会長】指定管理者の業務開始はいつからか。
- 【事務局】指定管理期間は平成28年4月1日からの5年間である。現指定管理者との業務引き継ぎは3月中を予定している。
- 【会長】今年度末までは、現所在地での業務が継続するのか。
- 【事務局】そうである。ただし、移転準備のため、年度末に臨時休館を予定している。

#### ○閉会

次回の審議会は、2月頃に開催することとした。

以上